

平成 31 年 3 月 8 日

報道機関各位

とさでん交通株式会社

業務上横領事件 2 件の概要

1. バス運転手による運賃着服

(1) 運賃着服の概要

路線バス乗車のお客さまが降車時に現金にて支払う際に、運賃の一部を着服

(2) 運転手の属性

62 才男性、勤務歴 13 年、路線バスの運転手

(3) 発覚に至る経緯

- ・ 昨年 12 月 27 日付の「お客さまアンケート」に「運転手が運賃を手で受け取ったが料金箱に入れてないように見えた」との内容が記載されていたが、確認できず
- ・ 本年 2 月 4 日、お客さまより電話通報があり。ドライブレコーダーの確認により指摘の動きを把握し調査を継続
- ・ 本年 2 月 14 日、お客さまより「お客さまの声ホームページ」に上記と同様の投稿あり
- ・ 本年 2 月 17 日、該当運転手の事情聴取を行ったところ運賃着服を認めた

(4) 手口、期間等

- ・ お客さまが現金で運賃箱に投入される場合は、運転手が手で受け取るのは基本動作ではないにもかかわらず、直接手で受け取り一部を運賃箱に入れ、残りを自身の小銭入れに収納していた
- また、両替のお客さまに対して運転手が直接紙幣を預かり、両替金を自身で保持し、つり銭を渡したのち一部を運賃箱に入れ、残りを自身の小銭入れに収納したものと
- ・ 昨年 12 月 10 日から本年 2 月 14 日まで、一日あたり 1~6 回運賃の一部着服を行う

(5) 着服金額

- ・ 総額 94,000 円
- ・ 全額弁済済み

(6) 本人の処分等

- ・ 平成 31 年 3 月 1 日付懲戒解雇
- ・ 刑事告訴は行わない予定

(7) 再発防止策

- ・ ドライブレコーダーによる抜き打ちチェック等
- ・ 社員教育の徹底

(8) 役職員の処分等

- ・ 常勤取締役については 20%(1 カ月)の報酬返上
- ・ 該当者が所属する管理監督職については、社内規程に基づいて厳正な処分を実施する

2.観光課東京出張所の事務員による横領事件

(1) 現金着服の概要

東京出張所事務員が事業所に保管する備付準備金を着服横領したもの

(2) 事務員の属性

49才男性、勤務歴3年、東京出張所事務員

(3) 発覚に至る経緯

平成30年10月下旬、備付準備金の帳簿上の有り高が、基準とされる数値を超え多額である状況が続いていたことから抜き打ち調査を行った結果、横領が判明。本人は着服を認め、返納を申し出る

(4) 手口、期間

- ・東京出張所の備付準備金を本社会計から引き出す方法で増額し続け、その金額を私的に流用し着服横領したもの
- ・期間は平成28年4月ごろから平成30年10月にかけて
- ・判明が遅れた理由は、日常の現金管理を一人で行っていたこと、更に平成30年3月末の現金実査時には一度入金をして現金有り高を合致させていたことなど

(5) 横領金額

- ・総額 959,700 円
- ・全額弁済済み

(6) 本人の処分等

- ・平成30年11月6日付懲戒解雇
- ・刑事告訴を行わない(本人が反省し全額返済のうえ懲戒解雇等の社会的制裁を受けたため)

(7) 再発防止策

- ・全社の備付準備金のある所への現金実査の実施
- ・現金を取り扱う事業所等への定期及び抜き打ちによる現金監査(実査)の徹底

(8) 役職員の処分等

- ・該当者が所属する管理監督職について、社内規程に基づいて厳正な処分を行った

(9) その他

- ・同出張所は平成30年12月15日閉鎖

以上